特別企画 2

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス情報

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス　ディレクター　竹村（たけむら） 光広（みつひろ）

2

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター　竹村（たけむら）光広（みつひろ）

はじめに

昨年の 10 月に、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス（以下「アジア・オセアニアオフィス」という。）が東京千代田区大手町に開設されてから、本稿執筆時点で、3 か月が過ぎました。アジア・オセアニアオフィスは、IFRS 財団がロンドン以外で開設する初めてのオフィスです。その初めての海外オフィスをどのように運営していくかに関しては、開設前から現在に至るまで、IFRS 財団及び国際会計基準審議会（IASB）のシニアメンバーが真剣に検討しており、また、その検討結果の一部はすでに実行されています。初めての海外オフィスということで、試行錯誤の連続ですが、これまでに決まったアジア・オセアニアオフィスの具体的な活動内容、及び、それらのうち、これまでに実際に行った活動の一部を紹介したいと思います。なお、意見に係る部分は私見であり、IASB 及び IFRS 財団の見解ではないことを申し添えさせていただきます。

アジア・オセアニアオフィスの活動計画

アジア・オセアニアオフィスの活動内容を説明する前に、まずは、IFRS 財団の事業目的を説明したいと思います。

IFRS 財団は、アメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づいて設立された独立の公益財団法人であり、次のことを、その主たる事業目的としています。

- IASB という基準設定機関を通じて、一組の高品質かつ理解可能で、拘束力があり、世界で受け入れられる国際的な財務報告基準（IFRS）を開発すること
- これらの財務報告基準の使用及び厳格な適用を促進すること
- 新興国及び中小企業における財務報告のニーズを考慮すること
- IASB によって発行された基準書及び解釈指針である IFRSs が、国内基準と IFRS とのコンバージェンスを通じて、採用されるよう普及を促進すること

アジア・オセアニアオフィスの活動内容を決めるに当たっては、IFRS 財団がこれらの事業目的を遂行するために、アジア・オセアニア地域でどのような活動が必要であり、その必要を満たすために、このアジア・オセアニアオフィスが、どのような役割を果たせるのかという観点からの検討が行われました。そのような検討は、今後とも引き続き行われ、アジア・オセアニアオフィスの活動内容も時代のニーズととも

に変わっていきますが、現在の状況を前提として、アジア・オセアニアオフィスでは、主に次のような活動を行うことを予定しています。

- 一組の高品質でグローバルな財務報告基準としての IFRS を普及させるための支援
- 会計基準の設定にかかわるリサーチ活動（実務で生じる問題と新しい作業プログラム）
- 特定のプロジェクトに係るアウトリーチ活動、適用後レビュー及び効果分析に対するアジア・オセアニア地域での貢献
- その他

IFRS 財団の活動は、基準設定主体である IASB を通じて行われる活動と、それ以外の活動に分けられます。IASB を通じて行う活動は、もっぱら会計基準の設定にかかわるテクニカルな活動ですが、アジア・オセアニアオフィスには、現在、テクニカルスタッフが常駐していません。上述した 4 つの活動内容のうち、2 つ目のリサーチ活動以外は、基本的にはテクニカル活動以外の活動ですので、アジア・オセアニアオフィスは、開設後しばらくの間は、これらテクニカル以外の活動をメインに行い、テクニカル活動についてはロンドンのテクニカルスタッフとの連携を通じて実施していく予定です。

一組の高品質でグローバルな財務報告基準としての IFRS 普及のための支援

アジア・オセアニアオフィスでは、基準設定機関である IASB が開発した IFRS、すなわち財務報告基準及びその解釈指針がアジア・オセアニア地域の多くの国で採用されるよう、その普及活動を支援します。

アジア・オセアニア地域には、日本をはじめとして、中国やインドといった IFRS 未採用国がいまだに多く存在しています。これらの国々が完全な形で IFRS を採用し、それを厳格に適用することが最終的なゴールです。しかしながら、実際、そこにたどり着くまでの道のりは決して平たんではありません。日本も、IFRS の任意適用は認めていますが、強制適用に関しては、いまだに結論が出ていません。

アジア・オセアニアオフィスは、IFRS を採用したい国に対して支援を行い、また、IFRS を採用するかどうか迷っている国に対しては、IFRS 採用の障害となっている事柄が取り除かれるように支援を行っていきたいと考えています。私は、このような障害の多くは、会話を促進することによって解決できると考えています。

アジア・オセアニアオフィスの開所式において、IASB のハンス議長は、「IFRS に関する神話を一掃する」と題したスピーチを行いました。このハンス議長のスピーチは IFRS 財団のホームページにも掲載されていますが、このスピーチで、ハンス議長は、「世の中には IFRS に対する 4 つ神話が存在し、そのいずれも誤解である」と述べています。この 4 つの神話とは、次のものです。

1. IASB は公正価値にしか興味がない
2. IASB は貸借対照表にしか興味がなく、純利益を包括利益で置き換えようとしている
3. IFRS はロンドンやウォールストリートの若手金融人にとってのみ有用な制度だ（すなわち、製造業には適さない）
4. IASB は遠くロンドンにいるアングロサクソンによって支配された象牙の塔だ

ハンス議長は、4 つの誤解があると述べましたが、実際にはもっと多くの誤解が存在しているようです。昨年 10 月にロンドンで開催された世界会計基準設定主体（WSS）会議では、IASB スタッフが作成した「IASB の概念フレームワークに関する誤解」というスタッフペーパーが討議資料として使われました。このスタッフペーパーは、実に 19 項目に及ぶ誤解が列挙されています。

では、なぜ、このような誤解が世の中に蔓延するのでしょうか。誤解の原因は様々ですが、多くの場合、コミュニケーション不足から生じているのではないかと考えています。例えば、最初に発言した人の趣旨が伝言ゲームによってだんだんと変質していき最終的には全く違った意味で理解されている場合があると思います。時には、IASB関係者以外の者による発言が、さもIASB関係者による発言であるかのように伝えられ、そのまま広められている可能性もあります。このような誤解を解くためには、IASB自ら積極的に人々に話しかけていくことが大切であると考えています。IASBが直接関係者の皆さんに説明することで伝言ゲームの弊害は防止できます。IASBとの直接対話の頻度が増すに従って、関係者の皆さんも、どれが正しい情報で、どれが誤った情報であるかの区別が付くようになります。

ハンス議長は、これらの「神話」は誤解であると言いました。しかしながら、日本には「火のないところに煙は立たない」という諺があります。これらの神話が形成される過程の中で、IASB自身にも落ち度があったかもしれません。私は、基準設定にはフレキシブルな思考が不可欠であると思います。このような神話が形成される過程の中で、IASBにもフレキシブルさが欠けていたのかもしれません。財務報告基準というのは自然科学ではありませんので、絶対的な真理は存在しません。すべて相対的な真理です。何が、その時代に合った正しい答えであるのかは、民主的な過程の中で、みんなが知恵を出し合って決めていかなければなりません。高品質な財務報告基準の作成は、多くの方との会話を通じてこそ、成し遂げられるものだと考えます。

IFRS普及活動は、IFRSの採用を促すだけではありません。アジア・オセアニア地域の中には、IFRSの採用に積極的なのだけれども、実際にIFRSを採用するためには、どのようなステップを踏まなければならないのかわからない、又は、わかっているけれどもリソースとノウハウがなくて、そのようなステップが踏めないというような国があると聞いています。例えば、IFRSを採用する前に、IFRSを適用したら生じるであろう実務上の問題点を洗い出して、それをできるだけ事前に解決しておく必要があるのですが、そのような問題解決の方法は様々です。大手監査法人との話し合いを通じて実務的に解決できる場合もありますし、逆に、IFRS解釈指針委員会に持ち込まないといけない場合もあります。また、場合によっては、IFRS解釈指針委員会からIASBの審議に回される場合もあります。これらの議論において一番大切なことは、問題が生じている取引に関する事実関係を正確に把握することです。取引に関する事実関係が違うと、会計基準を当てはめた結果としての会計処理の方法も異なる可能性があります。アジア・オセアニアオフィスは、現状、テクニカルスタッフがいませんが、その国の基準設定主体やロンドンのテクニカルスタッフと連携することで、その実務問題に係る事実関係が正確に把握されたうえで適切な解決策が導き出されるように支援していきたいと考えています。

IFRSを採用するためには、このようなテクニカルな実務問題のほかに、IFRSを法律に取り込むなど多くの事務作業が必要となります。また、企業の経理担当者がIFRSに基づく財務諸表が作成できるように、監査法人がIFRSに基づく財務諸表の監査ができるように、そして、投資家がIFRSに基づく財務諸表が理解できるように、IFRS教育を充実させていかなければなりません。アジア・オセアニアオフィスは、これらの分野においても、ロンドンの本部と連携して、これからIFRSを採用しようとする国を支援していくことを予定しています。

会計基準の設定にかかわるリサーチ活動

IASB は、2012 年 12 月に、2011 年 7 月に公表したアジェンダ・コンサルテーションを総括するフィードバック・ステートメントを公表しました。IASB は、このアジェンダ・コンサルテーションを通じて、主に次の 5 つのメッセージを多くの関係者から受け取りました。

1．10 年にわたってほぼ継続的に財務報告に変更が加えられた後には、相対的に平穏な期間を設けるべきである
2．基準設定に、一貫性のある、かつ、実務的な基礎を提供する「概念フレームワーク」の改定作業を、IASB は優先させるべきである
3．IFRS を新たに採用する国のニーズに応えるため、IASB は、いくつかの的を絞った基準の改善を行うべきである
4．IASB は、基準の適用及び維持管理により多くの注意を払うべきである
5．IASB は、基準開発の過程において、より厳密なコスト・ベネフィット分析を実施し、かつ、より早期に問題の定義付けを行うことによって、新基準を開発する方法を改善すべきである

このようなメッセージ、特に 5 番目のメッセージに応えるため、IASB は、今後 3 年間は、主なプロジェクトをアジェンダに加えるかどうかを決定する前に、広範囲なリサーチプログラムを実施すると表明しました。IASB は、このリサーチプログラムを通じて、証拠に基づく問題の定義付け、その問題に対するいくつかの解決策の初期的評価、そして、そのコスト・ベネフィット分析を行う予定です。

アジア・オセアニアオフィスは、開設当初はテクニカル活動を行うことは予定されていませんが、将来的には地域のリサーチ・ハブとなることが期待されていますので、IASB のリサーチプログラムが開始される際には、それらのプログラムのいくつかに参画することを予定しています。IASB は、これらのリサーチプログラムのいくつかを、各国の基準設定主体の協力を得て実施しようとしていますので、アジア・オセアニアオフィスも、アジア・オセアニア地域の基準設定主体と連携して、リサーチプログラムに参加したいと考えています。具体的には、各国の基準設定主体との共同作業、各国の基準設定主体と IASB ロンドン本部との連絡業務、IASB ロンドンの指揮下での単独でのリサーチ業務などを考えています。リサーチプログラムが開始された場合には、それを遂行するために必要な人員を、各国の基準設定主体から出向などの形で積極的に増やしていきたいと考えています。

3 番目のメッセージである、新たに IFRS を採用する国のニーズに応えるための的を絞った基準の改善にもリサーチが必要です。アジア・オセアニアオフィスは、IFRS の普及活動の一環として、新たに IFRS を採用する国を支援してゆきます。この支援の中には、その国が IFRS を採用したならば生じるであろう問題点の洗い出しが含まれるであろうことは先述したとおりです。その国で洗い出された問題点は、解釈指針の作成や基準の改定が必要かどうか検討され、必要となれば、IFRS 解釈指針委員会や IASB での審議を経て、解釈指針や改定基準書が公表されます。

例えば、ある取引に対して基準に定められる要求事項を適用した場合に、その会計結果が複数考えられる場合があるとします。そのような場合、それは基準の要求事項が明確ではないからだと考え、IFRS 解釈指針委員会に持ち込まれます。しかしながら、実際には、本当に基準の要求事項が不明瞭な場合と、それ以外の場合があります。それ以外の場合とは、例えば、基準の要求事項は明確だけれども、基準の適用対象である取引に二面性（又は多面性）があり、どの面に着目するかによって適用する基準、又

は、基準の中の要求事項が異なるという場合です。後者の場合には、IFRS 適用に係る実務上の問題点を解決するに当たって、事実関係をリサーチが重要です。解釈指針の作成や基準の改定は、ロンドンにある IASB の仕事ですが、その基準改定の基礎となる事実関係の調査や問題の定義付けはリサーチ業務として、アジア・オセアニアオフィスでも実施可能です。アジア・オセアニアオフィスは、このようなリサーチ活動にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

アウトリーチ活動、適用後レビュー及び効果分析に対する地域での貢献

アジア・オセアニアオフィスは、さらに、特定プロジェクトに係るアウトリーチ活動や、適用後レビュー、及び、効果分析に対して地域で貢献していきたいと考えています。

これらの活動は、いずれも IASB における特定のテクニカルプログラムに関するものです。また、これらの活動は、IASB が適正手続を経て新基準を開発するために必要欠くべからざる手続です。アジア・オセアニアオフィスは、各国の基準設定主体と連携して、IASB が特定プロジェクトに係るアウトリーチや、適用後レビュー、又は効果分析を実施する際に、アジア・オセアニア地域の実態が正しく IASB に伝えられ、適切に基準に反映されるよう、貢献をしていきたいと考えています。

このようなアウトリーチ活動等への貢献は、アジア・オセアニアオフィス単独で行うには限界があります。特定のプロジェクトについて、アジア・オセアニア地域の各国で、どの関係者にアウトリーチするのが良いのかは、その国の基準設定主体が一番よく知っています。したがって、各国でのアウトリーチ活動は、その国の基準設定主体の協力を得て行う必要があります。この点は従来と変わらないのですが、アジア・オセアニアオフィスは「地域の」オフィスですので、これまで各国別に行ってきたアウトリーチ等を地域として取りまとめることで、何らかの価値が付加できないかと考えています。また、アジア・オセアニアオフィスは、IFRS 財団の一部ですので、IASB のスタッフと社内トークとして直接コミュニケーションできます。この利点を生かして、アウトリーチで出た課題のフォローアップを、ロンドンのテクニカルスタッフと連携して、今まで以上にしっかり行っていきたいと思います。これまでの各国基準設定主体によるアウトリーチ活動は、IASB からの依頼に基づく比較的オフィシャルな活動でした。これに対して、アジア・オセアニアオフィスでは、IASB と同じ組織に属する特徴を活かして、よりカジュアルで非公式なアウトリーチ活動も開催し、これまでロンドンに届けられなかった小さい声も、積極的にロンドンに届けていきたいと考えています。

その他の活動

アジア・オセアニアオフィスは、上述した活動以外にも、その時の必要に応じて、地域の人々のお役に立てるよう、IFRS 財団ロンドン本部の手足として活動していくつもりです。そのような活動には、例えば、ロンドンで行うサーベイの地域におけるサポートが含まれます。また、このたび発足される会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）に関しても、何か役に立てることがあるのではないかと考えています。ASAF については、これからできるフォーラムなので、具体的なことはいまだに決まっていませんが、例えば、フォーラム前の打ち合わせに、このアジア・オセアニアオフィスを使っていただいてもよいですし、フォーラムのメンバーでない国に対する情報提供という観点からも、何かこのオフィスでできることがないか検討しています。

具体的な活動内容

アジア・オセアニアオフィスは、昨年10月にできたばかりですので、まだ具体的な実績は多く残せていませんが、例えば、次のような説明会を行うことで、地域の関係者の皆様との直接の対話を進めています。

- 第1回IFRS説明会「IFRS財団スタッフによるSEC最終スタッフレポートの分析」
- 第2回IFRS説明会「概念フレームワークプロジェクト」

IFRS財団スタッフによるSEC最終スタッフレポートの分析

第1回目の説明会は、開所式の翌日、2012年11月16日に、IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター、ヤエル・アルモグをスピーカーに迎えて開催しました。アジア・オセアニアオフィスの大会議室で、企業の方、会計士の方、基準設定主体の方、当局の方、取引所及びアナリストの方など40名以上の方に参加いただきました。

2012年7月13日に、米国証券取引委員会（SEC）は、アメリカ合衆国でのIFRS導入に関する最終スタッフレポートを公表しました（以下「SEC最終スタッフレポート」という。）。IFRS財団は、このSEC最終スタッフレポートに対する分析結果を、2012年10月23日に「IFRS財団スタッフによるSEC最終スタッフレポートの分析」として公表しています（以下「IFRS財団スタッフ分析」という。）。この IFRS財団スタッフ分析は、SEC最終スタッフレポートに記載されている内容について、IFRS財団スタッフの視点から分析し、それを補足するために公表されたものです。11月16日の説明会では、このレポートの内容を、レポートの執筆責任者である、IFRS財団エグゼクティブ・ディレクターが直接解説しました。解説のポイントは、次のとおりです。

- IASBのガバナンスに関して、SEC最終スタッフレポートでは、IASBが外部から政治的な影響力を受ける可能性が指摘されている。政治的な影響は、IASB特有のことではなく、基準設定主体すべてについていえることである。IASBでは、モニタリングボードを設置するなどの措置を講じており、また、IFRSコミュニティーが、多国間にわたることから、特定の国から圧力を受ける可能性が比較的低くなっていると思われる。
- IASBのデュープロセスに関しては、IFRS財団評議員会でさらに強化する措置を検討している。IFRS財団では、デュープロセス監視委員会を設置して、デュープロセスが適正に行われているか監視している。
- IFRS財団の資金調達に関して、拠出国の数が30か国未満であること、大手監査法人からの寄付に依存していることなどが指摘されている。拠出国の数に関しては、欧州連合（EU）が1つの国としてカウントされているが、EU加盟国を個々に足し合わせ、またロイヤルティーを支払っている国を加えると、全部で69か国になる。

  米国では、これまで、IFRS財団に対して、公的な機関による拠出がなされていない。私企業からの拠出に関していうと、米国においてIFRSに対する公的なコミットメントがないことが、米国企業のIFRS財団に対する拠出を消極的にする原因となっていると思われる。GDP比で米国に割り当てられた拠出目標額は4百万ポンドであるが、実際には米国からは1.3百万ポンドしか拠出されておらず、全体の10%未満である。その一方で、IFRS財団の評議員の数の20%以上を米国籍の者が占めているという事実がある。
- US GAAPは10年にわたるIFRSとのコンバージェンスを経て、他の主要国のローカル

GAAPと比べて差異がはるかに少なくなっているが、差異がいまだに残っている分野もある。今後、米国におけるIFRS採用の決定がなければ、GAAP間の差異が広がっていくことが懸念される。

- 米国のユーザーは、IFRSはUS GAAPよりも原則主義であると信じているが、実はIFRSもUS GAAPも原則主義であり、単に、US GAAPの方が規定が細かいだけである。米国のユーザーは、米国では業種別のガイダンスが必要であると信じているが、Pozen Reportは業種別ガイダンスを限定的にするように勧告している。
- IFRS解釈指針委員会は、もっとタイムリーに、実務上の論点に対する解決策を提示すべきであると指摘されている。これに関しては、IFRS財団の評議員会も、IFRS解釈指針委員会は解釈指針をもっと積極的に出すべきであると考えている。IFRS財団は、2011年のIFRS財団評議員戦略レビューにおいて、IFRS解釈指針委員会に対していくつかの改善提案を行った。現在、これらの改善提案はすべて導入済みである。
- IASBでは、各国の基準設定主体と共同作業をする手続が取り入れられており、また、二国間での強力な関係も構築されているとの認識が記載されている。これに関しては、ASAFの設定を通じて、各国基準設定主体との関係をさらに強化する予定である。
- 単一の世界基準を達成するためには、IFRSが首尾一貫して適用されること重要であると指摘されている。しかしながら、IASBができることは、首尾一貫して適用できる基準を作るところまでであり、実際に首尾一貫して適用されているかどうかの監督は、各国の当局が行うところである。もちろん、IASBは各国の当局と密接に連携して、各国で首尾一貫してIFRSが適用されるよう支援していきたいと考えている。
- SEC最終スタッフレポートでは、米国におけるIFRSの導入方法に関して、IFRSを直接、権限ある規程として認定する方法は支持されておらず、エンドースメントなどの手続を検討している。これに関しては、国際基準を各国の法律体系に取り込むメカニズムは各国で構築すべきであり、エンドースメントもその手段の1つであると認識している。もっとも、国際的な比較可能性を保つため、カーブアウトは限定的とすべきであると考えている。
- 報告書では段階的アプローチに関して言及されている（いわゆる、コンドースメント・アプローチ）。移行のアプローチに関しては、十分に準備期間を設けるとともに、国ごとに適切と思われるアプローチを採用すればよいのだが、基準ごとの段階的な移行が成功したという事例は聞いたことがない。むしろ、多くの国でビッグバン・アプローチが成功している。米国の場合には、任意適用を認めるアプローチや、一部の会社にIFRSを強制適用するアプローチが考えられる。
- 米国の各業種を管轄する当局は、IFRSを採用した場合に、米国の声がIASBでの基準設定に十分反映されないのではないかということを懸念している。また、IFRSを採用した場合に、米国の法体系の中に組み込まれたUS GAAPへのリファレンスをどうするのかという懸念や、税法への影響をどうするのかといった懸念を持っている。確かに、IFRSを採用することは、その国の規制行政にとってチャレンジであるが、実際には、多くの国で解決できている。
- 米国においてIFRSを熟知した人材がいないことが懸念されている。これに関しては、IFRS採用の決定がなされるまでは、企業がIFRS教育に積極的に投資できていない事情があると思われる。米国には優秀な人材が多

くいる。カナダなどの国でも、IFRSに熟知した人材育成に成功している。IFRS財団は、すでに米国の機関とIFRS教育の共同作業を開始している。

- 投資家の多くは単一の国際基準の開発には賛同であるが、米国では、小規模の投資家から、IFRSが十分に認知されていないと指摘されている。この点に関しては、IFRSが米国の投資家から十分に認知されるよう、IFRS財団も努力しなければならないと認識している。
- IFRSへの移行にコストがかかることが懸念されている。この点に関しては、IFRS移行によるベネフィットも考えるべきである。多くのIFRS採用会社がすでに米国に投資しており、IFRSを採用することで、財務報告に対する透明性及び比較可能性が向上する。IFRSが世界基準になるにつれ、米国は、IFRSの開発と適用に参加し続ける明確な便益があると思われる。

概念フレームワークプロジェクト

第2回目の説明会は、2013年1月25日に、IASBのシニアテクニカルディレクター、アラン・テシーラをスピーカーに迎えて開催しました。前回と同じく、アジア・オセアニアオフィスの会議室を使って、企業の方、会計士の方、基準設定主体の方、当局の方、大学関係者、取引所の方など50名を超える大勢の方に参加いただきました。

IASBは、2012年9月の審議会で、概念フレームワークプロジェクトを再開することを決定しました。概念フレームワークプロジェクトは、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトとして進められてきましたが、2010年9月に第1ステージである「財務報告の目的と質的特性」を公表したことで、いったん停止されていました。IASBでは、2011年にアジェンダ・コンサルテーションを実施しましたが、概念フレームワークプロジェクトを再開することを支持するコメントが多く寄せられましたので、このたび、当プロジェクトを再開することとなりました。

今回の説明会では、IASBのテクニカル活動の責任者である、アラン・テシーラが、再開された概念フレームワークプロジェクトの概要を、直接解説しました。解説の主な内容は次のとおりです。

- 財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資家、融資者、その他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。
- 基本的な質的特性は、「目的適合性」及び「忠実な表現」である。目的適合性は、その財務情報が予測価値、確認価値又はそれらの両方を有することにより、意思決定に違いを生じさせることができることをいう。忠実な表現とは、表現しようとしている現象を忠実に表現することで、「完全」で、「中立的」で、「誤りがない」ことが求められる。
- これらの基本的な質的特性を補強する特性として「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」、「理解可能性」がある。また、「コスト」は、それらの制約要因である。
- このたび再開されたプロジェクトは、IASB単独のプロジェクトであるが、他の基準設定主体から出向者を受け入れたり、ASAFを活用することで、IASB以外の基準設定主体も関与する予定である。
- 過去に完成した「財務報告の目的と質的特性」の再検討は予定されておらず、また、トピックごとに完成させていくフェーズ・アプローチも採用しない。「要素」、「測定」、「報告企業」、「表示」及び「開示」の5つのトピックを一括して討議するアプローチを採る予定である。

- 「要素」は、収益及び費用ではなく、資産及び負債をもとに定義する予定である。このことをもって、IASBは損益計算書を軽視しているという人がいるが、IASBでは損益計算書は重要であると認識している。
- 現在の概念フレームワークにおける「測定」のセクションは、実務で使われているいくつかの測定方法が述べられているだけであり、十分ではない。測定は、キャッシュ・フローの管理手法と首尾一貫している必要があるので、ビジネスモデルが重要になると思われる。
- 「報告企業」に関しては、IASBの過去の暫定合意事項が、公開草案として公表されているので、これらを改定してゆくこととなる。
- 表示は、当期利益とその他包括利益の問題が含まれる重要なトピックである。どの財務諸表がメインなのか、複数の財務諸表がお互いにどのように関連しあうべきか、財務諸表の情報がどのように分類されるべきかなどを検討する。
- 開示に関しては、合算及び分解された情報の開示、補足的情報の開示、リスクと機会に関する情報開示、重要性の問題などを検討する。
- IASBは、2013年中ごろに、議論のたたき台となるディスカッションペーパーを公表する予定である。その後、2014年中ごろには公開草案を公表し、2015年9月までにプロジェクトを完成させたいと考えている。1つの重要なマイルストーンとして、今年2月にDP公表前のスタッフドラフトをウェブにアップする予定である。

その他のイベントと今後の展望

IFRSに関する説明会のほかに、アジア・オセアニアオフィスでは、企業会計基準委員会（ASBJ）と協力して、1月25日にIFRS第9号「金融商品：分類と測定」を改定する公開草案に関するアウトリーチを実施しました。このアウトリーチでは、ロンドンのIASBから、シニアテクニカル・ディレクターのスー・ロイドが来日し、日本の金融業関係の方を対象としたセッションと、一般事業会社や監査人を対象としたセッションを開催しました。これらのセッションでは、公開草案の説明と日本の関係者の意見聴取を行いました。

前述した、1月25日のIFRS説明会や同日のアウトリーチでは、参加者の皆様にアンケートに答えていただき、IFRSに関して興味のあるトピックをお伺いしました。皆様からの回答を見たところ、「当期利益」や「リサイクリング」の問題を中心とした「概念フレームワーク」を引き続きウォッチしたいという意見や、今後IASBから公表される予定の「収益認識」最終基準書や「リース」再公開草案に興味があるというご意見をいただきました。また、もっと実務的な問題にフォーカスしてほしいという意見もいただきました。アジア・オセアニアオフィスでは、このような声にお応えできるよう、ロンドンの本部と調整のうえ、今後の説明会を企画していきたいと考えています。

アジア・オセアニアオフィスは、これらの活動の他に、テレビ会議システムでロンドンとつないで、IASBのプロジェクト・マネジャーと日本の関係者が直接討議をする機会を設けています。世界の基準作りの場では、いつも日本の意見が支持される保証はありませんが、とにかく意見をぶつけて討論する、ということが大事と考えます。どんな些細な意見でも、それを見逃すことなく、あらゆる観点から議論を尽くすということが、高品質な財務報告基準の設定には欠かせないと考えます。日本及びアジア・オセアニアが、世界の高品質な財務報告基準の設定にますます貢献できるように、アジア・オセアニアオフィスがお手伝いしていきたいと考えています。